

東京アジア学友会 学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本学は、日本語能力を学習者が日本社会において学び、働き、生活していくための基盤と捉え、日本語を母語としない者に対し、体系的かつ実践的な日本語教育を提供し、学習者が日本における進学、就労及び日常生活に必要な日本語能力を身につけることを目的とする。また、日本の社会・文化・価値観への理解を深め、多様な価値観を尊重しながら他者と協働し、社会において主体的に活躍できる基礎的素養を育成する。さらに、学習者が自らの学習課題や将来の進路・キャリア目標を主体的に考え、その実現に向けて学び続ける力を養う。

(名称)

第2条 本学は、東京アジア学友会と称する

(位 置)

第3条 本学は、埼玉県越谷市蒲生寿町3-33に置く

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員およびクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数
キャリアデザイン日本語2年コース	2年	200名	10
キャリアデザイン日本語1.9年コース	1年9ヶ月	140名	7
キャリアデザイン日本語1.6年コース	1年6ヶ月	150名	8
合計		490名	25

(始 期 ・ 終 期 等)

第5条 本学の各コースは 4月、7月、10月に始まり、3月に終わる。

- (1) 春学期 4月から6月
- (2) 夏学期 7月から9月
- (3) 秋学期 10月から12月
- (4) 冬学期 1月から3月

(休業日)

第6条

1. 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 夏期休暇 8月1日から8月16日まで

- (5) 秋期休暇 9月28日から10月2日まで
- (6) 冬期休暇 12月25日から1月6日まで
- (7) 春期休暇 3月21日から4月2日まで

2. 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。
4. 同条第1項をもとに、毎年度の休業日は校長が別に定める。

(授業の終始時刻)

第7条 授業時間は午前と午後の2部制とし、授業の終始時刻は校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条

1. 本学の教育課程は、日本語学習を通じて学生が自らの学習課題や将来の進路について考え、主体的に学びながら自らのキャリアを形成していく力を養うことを目的として「キャリアデザイン日本語コース」を編成しており、専門学校、大学及び大学院進学や就職の目的を達成するのにふさわしい授業科目を開設するものとし、各コース別の授業時数は次のとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は 45分とする。

コース名	授業			週当たり時間数
	時間数	週数	日数	
キャリアデザイン日本語2.0年コース	1600時間	80週	400日	20時間(5日)
キャリアデザイン日本語1.9年コース	1400時間	70週	350日	20時間(5日)
キャリアデザイン日本語1.6年コース	1200時間	60週	300日	20時間(5日)

2. 前項について、各年度において状況に応じ授業時数の増減をする場合において、修業期間 1年当たりの授業時数は最低限760時数(190日)を確保する。

(学習の評価)

第9条

1. 学習の評価は、試験成績、出席状況、課題提出状況、授業態度の平常評価等を総合して決定し、5段階評価とする。尚、基準の説明にかんしては、授業開始時に生徒に周知する。

S 90%以上

A 80%以上90%未満

B 70%以上80%未満

C 60%以上70%未満

D 0%以上60%未満

2. D判定の科目については、補習を実施した後、追試を行う。追試に合格した場合、当該科目の評価をCとする。

(教職員組織)

第10条

1. 本学に次の教職員を置く
 - (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員25名以上（うち専任13名以上）
 - (4) 事務統括責任者
 - (5) 生活指導担当（専任教員の兼任可）
 - (6) 事務職員
2. 前項のほか、必要な教職員を置くことができる。
3. 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、転学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本学への入学資格は、次の条件のいずれかを満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者。
- (2) 提携する海外の高等学校を含む各教育機関からの進学課程への受入れは入学時点で卒業見込みの者を含む。
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者。
- (4) 信頼のおける保証人を有する者。
- (5) 本学の行う事前面接で優秀な者。

(入学時期)

第12条 本学への入学時期は、4月、7月、10月の年3回とする。

(入学手続き・許可)

第13条 本学への入学手続きは次の通りとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学・在籍管理)

第14条

1. 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、14日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2. 前項の休学の期間は、3か月以内とする。休学の事由が継続し、期間の更新を要する場合は、3か月を超えない範囲で更新することができる。ただし、休学の期間（更新後の期間を含む）は、いずれの場合も当該生徒の在留期限を超えることができない。
3. 休学期間中は、出席日数及び欠席日数のいずれにも算入しない。
4. 休学した者が復学しようとする場合は、復学予定日の1週間前までに校長にその旨を届け出て、校長の許可を受けて、復学することができる。
5. 休学期間が満了してもなお前項の復学の届出がないとき、又は治療のための入院その他の事由により就学の継続が困難であると認められるときは、第15条に定める退学として取り扱う。
6. 1ヵ月の出席率が8割を下回った学生について、1ヵ月の出席率が8割以上になるまで改善の指導を行い、その指導の状況を記録しなければならない。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した学生についてはこの限りではない。
7. 出席不良者に対しての警告と処分
 - (1) 月ごとの出席率集計で先月の出席率90%未満になった場合、生活指導担当者により出席に関する面談及び指導を行う
 - (2) 出席不良による警告を1回でも受けた生徒に対しては、当校から経費支弁者に対して連絡をする。
 - (3) 警告を受けた翌月から状況が改善されなければ、校長が面談を行う。
 - (4) 全体出席率が80%に満たさない者は、進級または卒業を認めない。
8. 学生は本校を離脱する場合には、終了届を提出しなければならない。なお、離脱とは第15条、16条及び第17条に規定する学籍異動という。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、退学日の1ヵ月前に退学届けを提出し、その事由を記載し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第16条

1. 他校へ転学しようとする者は、転学先学校名、その所在地及び転学事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
2. 他校の校長の許可を受け、当校に転入学しようとする者に対しては、その転入事由、他校での学業状況等を総合的に判断し、受け入れの可否を決める。
3. 転入学者は6ヶ月以上本校に在籍しなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条

1. 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。
2. 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。
3. 成績は別に定める評価基準に基づき S、A、B、C、Dの5段階の評定をし、Dを不合格とする。

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条

1. 生徒がこの学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があった時は、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3. 退学は、次の各号の1つに該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力不振で成績向上の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者。

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(5) 授業料その他の納付金の納付を怠り、督促を受けてもしない者。

(6) 日本の法令に反した者。

第 5 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

	初年度 全コース	次年度		
		2年コース	1.9年コース	1.6年コース
入学選定料	30,000円	—	—	—
入学金	50,000円	—	—	—
授業料	690,000円	690,000円	520,000円	350,000円
設備費	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円
教材費	30,000円	30,000円	30,000円	15,000円
校外活動費	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円
留学生保険費	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
合計	840,000円	760,000円	590,000円	390,000円

(納入)

第21条

1. 本学への入学予定者は初年度納入金を、各コースの始期の前日までに、本学の指定する銀行口座への振込み、または本学への直接現金支払いにて納入しなければならない。

2. 前項に関わらず、特段の事情による初年度納入金の延納、分納もしくは減免の場合においては校長の許可を受けなければならない。

3. 次年度の授業料その他の納入金について、生徒はその在籍中での出席の有無に関わらず、各コースの次年度の始期の前日までに同条第1項の方法で納入しなければならない。

4. 前項に関わらず、特段の事情による次年度納入金の延納、分納もしくは減免の場合においては校長の許可を

受けなければならない。

5. 本条第1 項及び第3 項における銀行口座振込みに要する手数料はすべて入学予定者の負担とする。

(滞 納)

第22条 正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに授業料を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない時は、校長は当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 既に納入した生徒納付金は、学生納付金等返還規定に基づくものとする。

第 6 章 雑 則

(健 康 診 断)

第24条 健康診断は、毎年1 回、12月までに実施し結果に基づき必要な措置を講じる。

(寄宿舎)

第25条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(自己点検、評価)

第26条 本学の自己による点検、評価は校長が別に定める。

(細則)

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

附則

1. この規則は、2026年04月01日から施行する。